

履修ガイドライン

履修ガイドライン

1 博士前期課程

1. 1 修了要件

修士の学位を得るためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 博士前期課程に2年以上（4年以内）在学する。
- ② 所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得する。
- ③ 必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格する。

1. 2 修得単位数

以下の科目分類から30単位以上を修得してください。

科目		単位数	
特別演習 I～IV	各研究室でのゼミ、輪読、勉強会など	4（4科目）	事実上必修16
特別輪講 I～IV		4（4科目）	
特別実験 I～IV	修士論文研究活動	8（4科目）	
特論	いわゆる講義科目	14以上 ※1. 6参照	

1. 3 履修登録

履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。指導教員に「研究指導教員」と「研究指導補助教員」がいる場合は両者の承認印を要します。

1. 4 履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。

なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生の後期、前期の期間に相当します。

1. 5 特別演習、特別輪講、特別実験

学則上では必修・選択の区別はありませんが、修士論文研究活動では実験を行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。従って特別演習・特別輪講・特別実験は事実上の必修科目と解釈してください。

以下のように修了までにI～IVを履修します。休学等をする場合、順番が変動することがあります。

4月入学生		M1		M2	
		4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
特別演習	半期各1コマ	I	II	III	IV
特別輪講	半期各1コマ	I	II	III	IV
特別実験	半期各3コマ	I	II	III	IV

10月入学生		M1		M2	
		10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	半期各1コマ	II	III	IV	I
特別輪講	半期各1コマ	II	III	IV	I
特別実験	半期各3コマ	II	III	IV	I

特別実験 I～IVは修士論文の指導教員（研究指導教員）を担当者としますが、特別演習・特別輪講は修士論文指導教員の許可があれば、他の大学院教員（研究指導補助教員）から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

1. 6 特論

1. 6. 1 単位数

前述のように、特別演習・特別輪講・特別実験を事実上の必修科目と解釈すると、その合計16単位を修了要件の総計30単位から差し引いた残りの14単位（7科目）以上を特論（講義科目）から履修することになります。

また、所属する専攻の授業科目のうちから、20単位以上を修得しなければならないため、所属する専攻の特論（講義科目）を4単位（2科目）以上履修する必要があります。

一般に、大学院での講義科目（特論）は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

1. 6. 2 本学博士後期課程へ進学予定の場合

本学大学院の工学研究科博士後期課程では、講義科目（特論）の履修（2科目4単位以上）が必要です。博士後期課程では博士前期課程とほぼ同じ講義科目が開講されますが、博士前期課程で修得済みの科目は博士後期課程で重複して履修、修得することができません。

博士前期課程で多数の講義単位を修得した場合、博士後期課程進学後に修得できる科目が大きく制限される可能性があります。

1. 6. 3 所属専攻以外の講義科目

下記に掲げる講義科目について、それぞれの上限を超えない範囲で、修了に必要な単位として含むことができます。

- (a) 他専攻の講義科目
- (b) 国内の他大学大学院の講義科目
- (c) 海外の他大学大学院の講義科目
- (d) 学士号取得後から本学大学院の博士前期課程に入学するまでに取得した単位（国内外は問いません。科目等履修生として取得した単位も含まれます。）

ただし、いずれのケースも、単位認定の可否は研究科教授会の判断となりますので、履修又は認定申請の前に教務委員とよく相談してください。

		単位数	
14以上	本学大学院	所属専攻	4(2科目)以上
		(a)他専攻	上限10(5科目)
	他大学院等		本学博士後期課程分を含めて上限20
		(b)国内他大学院	本学博士後期課程分を含めて上限15
		(c)海外他大学院	
(d)入学前大学院	本学博士後期課程分を含めて上限15		

2 博士後期課程

2.1 修了要件

博士の学位を得るためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 博士後期課程に3年以上（6年以内）在学する。
なお、優れた業績を上げたと研究科で認められると、必要在学期間が短縮となる場合があります。
「2.7 在学期間の短縮（早期修了）」を確認してください。
- ② 所要の授業科目を履修して、12単位以上を修得する。
- ③ 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する。

2.2 修得単位数

以下の科目分類から12単位以上を修得してください。

科目		単位数	
特別研究	各研究室でのゼミ、輪講を含む研究活動	4（1科目）	事実上必修8
特別講究		4（1科目）	
特論	いわゆる講義科目	4以上 ※2.6参照	

2.3 履修登録

履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。指導教員に「研究指導教員」と「研究指導補助教員」がいる場合は両者の承認印を要します。

2.4 履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。

なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生の後期、前期の期間に相当します。

2.5 特別研究、特別講究

学則において必修ではありませんが、博士論文研究活動では実験を行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。従って特別研究・特別講究は事実上の必修科目と解釈してください。

科目	コマ	履修時期
特別講究	通年6コマ	D1
特別研究	通年6コマ	学位論文審査申請予定年次

特別研究は博士論文の指導教員（研究指導教員）を担当者としませんが、特別講究は博士論文指導教員の許可があれば、他の大学院教員（研究指導補助教員）から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

2.6 特論

2.6.1 単位数

前述のように、特別研究・特別講究を事実上の必修科目と解釈すると、その合計8単位を修了要件の総計12単位から差し引いた残りの4単位（2科目）以上を特論（講義科目）から履修することになります。

一般に、大学院での講義科目（特論）は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

なお、出身大学院を問わず、修士号取得の際に認定された単位は博士後期課程の修了要件単位に含むことができません。本学大学院の博士前期課程出身者は、前期課程で修得した講義を重複して履修することができませんので注意してください。

2. 6. 2 所属専攻以外の講義科目

下記に掲げる講義科目について、それぞれの上限を超えない範囲で、修了に必要な単位として含むことができます。

- (a) 他専攻の講義科目
- (b) 国内の他大学大学院の講義科目
- (c) 海外の他大学大学院の講義科目
- (d) 修士号取得後から本学大学院の博士後期課程に入学するまでに取得した単位（国内外は問いません。科目等履修生として取得した単位も含まれます。）

ただし、いずれのケースも、単位認定の可否は研究科教授会の判断となりますので、履修又は認定申請の前に教務委員とよく相談してください。

なお、本学博士前期課程で修得した講義を重複して履修することができませんので注意してください。

単位数					
4 以上	本学大学院	所属専攻	下限規定無し（0も可）		
		(a) 他専攻	上限 4（2科目）		
	他大学院等		上限 4	本学博士前期課程分を含めて上限 2 0	
		(b) 国内他大学院	上限 2	本学博士前期課程分を含めて上限 1 5	
		(c) 海外他大学院			
(d) 入学前大学院	上限 2	本学博士前期課程分を含めて上限 1 5			

2. 7 在学期間の短縮（早期修了）

優れた業績を上げたと研究科で認められると、修了に必要な在学期間が短縮となり、早期に修了できる場合があります。

2. 7. 1 早期修了の場合の在学期間

2年、又は2年6ヶ月とします。

2. 7. 2 優れた業績の要件

- (a) 休学歴のない者
- (b) 再入学者でない者
- (c) 博士後期課程に入学以降、早期修了時期までに大学院工学研究科課程博士学位審査基準第1条に規定する基準を達成すること
- (d) 所属する専攻が別に定める基準を達成すること ※別途示します。

2. 7. 3 申請方法

指導教員とよく相談の上、希望する学位論文審査申請予定年次の当初に提出する履修登録票に「特別研究」を記載し提出してください。